



『花のいえ』のご案内 ～いえに帰ったような京のおもてなし～

いよいよ紅葉の季節。個室でゆっくり過ごす 嵯峨嵐山の保養所「花のいえ」。
もみじ狩りのあとは、「ほっこり」として 京会席をお楽しみください。

「花のいえ」は公立学校共済組合の保養所です。大阪支部の組合員の方は、宿泊・会食補助でお得にご利用できます。
また当施設では、新型コロナウイルス対策として定期的にアルコール消毒や客室の換気など、お客様が安心してご利用できる環境づくりを
実践しています。従業員一同、お客様のご来館を心よりお待ちしております。※裏表紙もご覧ください。

<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="background-color: #008000; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;">も</div> <div style="background-color: #008000; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;">く</div> <div style="background-color: #008000; color: white; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">じ</div> </div>	● 働くとき年金はどうなるの!?	2
	● 標準報酬月額等に係る上限額が変わりました	3
	● 育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変更されました	4
	● 整骨院・接骨院で組合員証が使える場合について	4
	● ジェネリック医薬品で医療費を節約してみませんか	5
	● 福祉保険制度のご案内	5
	● 被扶養者の認定手続きは30日以内に行ってください	6
	● 組合員証・被扶養者証に枝番が印字されます	6
	● 11月は一部繰上償還の申込みができます!	7
	● 住宅貸付の受付・年末残高証明書について	7
	● 結婚25周年・永年勤続のお祝事業は今年度で終了します!	8
	● 「令和2年度退職予定者向け共済制度説明会」来年1月開催します	8
	● 新型コロナ対策として特別に補助します!	9
	● 1人で悩まず、ご相談ください!～無料で専門家がお話を伺います～	9
	● メタボ予防で新型コロナの重症化リスクを減らそう!	10
	● 腰痛でお悩みの方ぜひご参加ください! 予防にも◎	10
	● 大阪府からのお知らせ (おおさか健活マイレージ アスマイル)	11
	● 富山支部宿泊所のご案内	11
	● アウィーナ大阪、花のいえからのお知らせ	12

*内容についての電話によるお問い合わせは、
(06) 6941-0351 (府庁大代表) をダイヤルし、
交換手ができましたら、担当係の**内線**を教えてください。

企画担当 **3481** 経理担当 **3482** 健康・福祉担当 **3478** 貸付担当 **3484**
 医療担当 **3485** 資格担当 **3487** 年金担当 **3486**

編集発行 公立学校共済組合大阪支部/大阪市中央区大手前2丁目 FAX (06) 6941-3672

働くと年金はどうなるの!?



- ①及び②に当てはまると、2階部分の年金が停止します!
- ③に当てはまると、3階部分の年金が全額停止します!

70歳以上の方も含みます

- ① 被用者年金制度（厚生年金保険や共済組合）に加入するとき
 - ② 「年金」+「賃金」が28万円（※）を超えるとき（※）65歳以上は47万円【R2.10月現在】
 - ③ 公務員共済に加入するとき
- * 障害年金は③のみ適用されます。



年金は3階建てになっています!



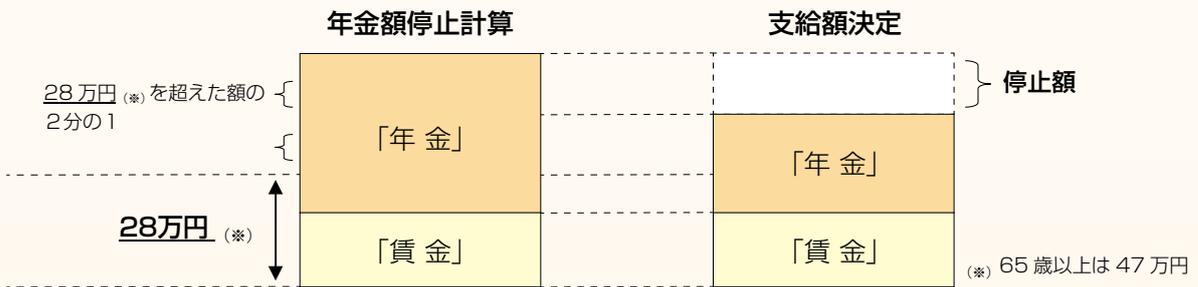
2階部分の年金の停止額は?

「年金」+「賃金」が月額28万円（※）を超える場合は、超えた額の1/2が支給停止になります!
 また、「賃金」が47万円を超えるときは、その超えた額も支給停止となります。（※）65歳以上は47万円

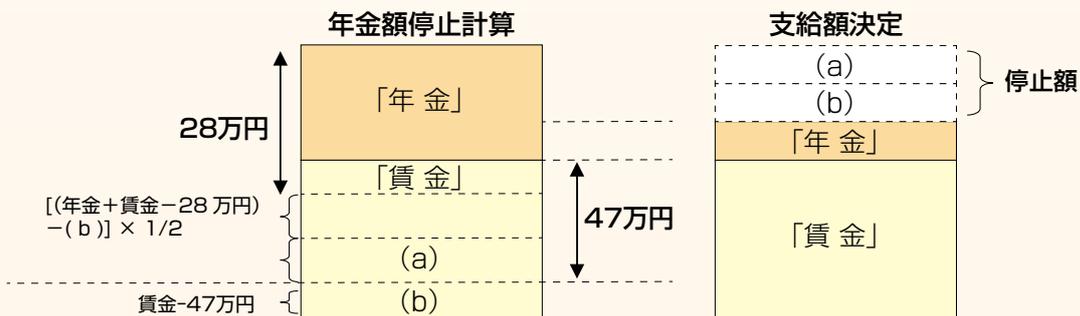
$$\left[\begin{array}{l} \text{「年金」} = \text{老齢厚生年金 (上図の2階部分)} \times 1/12 \\ \text{「賃金」} = \text{標準報酬月額} + \text{対象となる月以前の1年間のボーナス額} \times 1/12 \end{array} \right]$$

(令和2年11月の年金は令和2年6月+令和1年12月のボーナス額が対象)

- 65歳未満で年金 ≤ 28万円、かつ賃金 ≤ 47万円の方、65歳以上の方



- 65歳未満で年金 ≤ 28万円、かつ賃金 > 47万円の方





計算してみると？ (65歳未満の年金 ≤ 28万円、かつ賃金 ≤ 47万円での概算)

- 【計算例】
- 標準報酬月額 20万円
 - 過去1年間のボーナス額 85.2万円
 - 老齢厚生年金 150万円
 - 経過的職域加算 27万円

$$\begin{array}{l}
 \text{A 標準報酬月額} \\
 \boxed{200,000}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{B 過去1年間の} \\
 \text{ボーナスの1/12} \\
 \boxed{71,000}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{C 老齢厚生年金} \\
 \text{の1/12} \\
 \boxed{125,000}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{D 「年金」 + 「賃金」} \\
 \boxed{396,000}
 \end{array}$$

月あたりの
年金停止額

$$\left(\begin{array}{l} \text{D 「年金」 + 「賃金」} \\ \boxed{396,000} \end{array} - \begin{array}{l} \text{支給停止調整額} \\ \text{28万円} \end{array} \right) \times \frac{1}{2} = \begin{array}{l} \text{E 支給停止額} \\ \boxed{58,000} \end{array}$$

支給される額は…

$$\left(\begin{array}{l} \text{C 老齢厚生年金} \\ \text{の1/12} \\ \boxed{125,000} \end{array} - \begin{array}{l} \text{E 支給停止額} \\ \boxed{58,000} \end{array} \right) + \begin{array}{l} \text{F 経過的職域加算} \\ \text{の1/12} \\ \boxed{22,500} \end{array} = \begin{array}{l} \text{G 年金の} \\ \text{支給月額} \\ \boxed{89,500} \text{ 円} \end{array}$$

※ C-Eがマイナスなら、0円。
厚生年金部分の支給はありません。

※ フルタイム再任用等
公務員共済加入中は、
全額支給停止します。

経理担当からのお知らせ

→ 経理 担当

令和2年
9月から

厚生年金保険
退職等年金給付

標準報酬月額等に係る上限額が変わりました

厚生年金保険の標準報酬月額について、令和2年9月から現行の最高等級の上に新たに1等級（32等級：65万円）が加えられました。標準期末手当等の上限額は150万円（据え置き）です。

また、退職等年金給付についても、同様の改正が行われました。

等級		報酬月額	標準報酬月額	【参考】保険料等	
厚生年金	退職等年金			厚生年金	退職等年金
第31級	第30級	605,000円以上635,000円未満	620,000円	56,730円	4,650円
第32級	第31級	635,000円以上	650,000円	59,475円	4,875円

育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限額が変更されました → 医療 担当

育児休業手当金及び介護休業手当金の給付上限相当額（日額）が、雇用保険法に規定される賃金日額の変更に伴い、令和2年8月1日以降の休業期間から変更されました。

	変更前 (R2年7月休業分まで)	変更後 (R2年8月休業分から)
育児休業手当金(給付率50%)	10,322円	10,370円
育児休業手当金(給付率67%)	13,832円	13,896円
介護休業手当金(給付率67%)	15,221円	15,294円

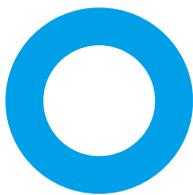
留意事項

新型コロナウイルス感染防止等に係る育児休業手当金の延長の取扱いについては、令和2年9月9日付公立阪第318号の通知文を各所属所長あてに送付しておりますので、ご確認ください。

整骨院・接骨院で組合員証が使える場合について

捻挫や関節の痛みなどで、整骨院・接骨院にかかられる方が増えていますが、組合員証が使用できる（保険適用）のは、外傷性の負傷に限られていることはご存知でしょうか？組合員証が使えるとき（保険適用）と使えないとき（保険適用外）の違いをご説明します。

組合員証が使えるのはこんなときです



- 医師や柔道整復師に診断または判断された骨折、脱臼、打撲、捻挫等（肉ばなれを含む）
※骨折と脱臼については、応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。
- 負傷原因がはっきりしている骨、筋肉、関節のけがや痛み（負傷例）
 - ・階段を踏み外して、足を捻った。
 - ・バスケットボールをしていて、突き指した。



こんなときは
組合員証が
使えません

- 日常生活による単純な疲れ・肩こり・腰痛・体調不良
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 病気（神経痛・五十肩・関節炎等）からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症等の慢性病
- 症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関（外科・整形外科等）で治療を受けながら同時に整骨院・接骨院で施術を受ける場合
- 数か所の整骨院・接骨院で同時に施術を受けている場合

保険適用外

